（四）　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ　使用方法に関する注意事項

ロ　点検・手入れに関する注意事項

ハ　設置に関する注意事項

（五）　表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

（六）　表示は、電気冷蔵庫ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

十二　換気扇

（一）　羽根の大きさの表示に際しては、羽根の回転によって羽根の先端が描く円の直径をセンチメートル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス一センチメートル以内とする。

（二）　風量の表示に際しては、換気扇の定格周波数ごとに日本工業規格C九六〇三（換気扇）に規定する風量の算出方法により得た数値を立方メートル毎分の単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス十パーセント以内とする。

なお、空気の排出のほか、吸入もできる構造のものにあっては、排出及び吸入の風量をそれぞれ表示すること。

（三）　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ　使用方法に関する注意事項

ロ　点検・手入れに関する注意事項

ハ　設置に関する注意事項

（四）　表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

（五）　表示は、換気扇ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

十三　電気洗濯機

（一）　標準使用水量の表示に際しては、日本工業規格C九六〇六（電気洗濯機）に規定する標準使用水量をリットル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス十パーセント以内、マイナス二十パーセント以内とする。

（二）　外形寸法の表示に際しては、電気洗濯機の本体（操作盤、ホース掛け、タオル掛け及び持ち運び用取っ手を含み、受籠、ホースその他の付属品を除く。以下同じ。）の幅、奥行及び高さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス十ミリメートル以内とする。

（三）　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ　使用方法に関する注意事項

ロ　点検・手入れに関する注意事項

ハ　設置に関する注意事項

（四）　表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

（五）　表示は、電気洗濯機ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

十四　電気掃除機

（一）　吸込仕事率の表示に際しては、日本工業規格C九一〇八（電気掃除機）に規定する吸込仕事率をワット単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のマイナス十パーセント以内とする。

（二）　質量の表示に際しては、掃除機本体及び付属品（ホース、延長管、床用吸込口及びコードに限る。）の質量の合計をキログラム単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス十パーセント以内とする。

（三）　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ　使用方法に関する注意事項

ロ　点検・手入れに関する注意事項

（四）　表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

（五）　表示は、電気掃除機ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

十五　電気かみそり

（一）　電源方式の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる電源方式に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる用語を用いて表示すること。この場合において、二種類以上の方式を複合した電気かみそりについては、その方式を列記すること。

電源方式	用語
周波数五十又は六十ヘルツの単相交流で、直接使用するもの	交流式
蓄電池を組み込み、充電装置を器体内又は付属部として有するもの	充電式
乾電池を使用するもの	乾電池式

（二）　充電時間の表示に際しては、周囲温度二十度（この場合において、許容範囲はプラス・マイナス二度以内とする。）における定格周波数及び定格電圧の下で電気かみそりが保有する充電装置で充電したとき、蓄電池の定格容量の八十パーセント以上の容量に充電するのに要する時間を表示すること。この場合における蓄電池の容量確認の方法は、日本工業規格C八七〇五（密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池）に規定する試験に準じて行うこと。

（三）　乾電池の種類及び数の表示に際しては、日本工業規格C八五一五（一次電池個別製品仕様）に規定する電池の型式又は呼称及び数を表示すること。

（四）　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ　使用方法に関する注意事項

ロ　点検・手入れに関する注意事項

（五）　表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

（六）　表示は、電気かみそりごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

十六　電気ジューサーミキサー、電気ジューサー及び電気ミキサー

（一）　種類の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる用語を用いて表示すること。

種類	用語
ジューサー及びミキサーとして使用するもの	ジューサー・ミキサー
	ジューサ・ミキサ
ジューサーとして使用するもの	ジューサー
	ジューサ
ミキサーとして使用するもの	ミキサー
	ミキサ